



KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2021 年度】税法科目免除 VOL.11

河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！

2 月になり、面接試験または筆記試験が始まる頃だと思います。また、次回（2023 年度）の受験を検討されている方も少しずつ増えてきているかと思います。今回は、これから対策をしていきたい方及び入学準備をしたい方向けにお話しします。

（一般入試）英語対策

一般入試をされる方は、英語の試験が課されていることが多いかと思います。試験内容は、新聞記事や論文の全訳であることが多く、試験会場に辞書を持ち込むことが可能な場合がほとんどです。大学院にもよりますが、それほど高度なレベルは要求されていないので、しっかり対策を取れば大丈夫です！

KALS では対策講座も開講されていますが、受講されない方向けに、英語対策について説明します。

また、大学院に入学した後、英語の論文や判例などを読む機会があります。この英語対策は、入学後にも活用できるので、今年に入学される方にとっても有益になるかと思います！



● 過去問研究と専門用語

上記にも書きましたが、出題される問題はほとんどが長文和訳です。属する研究科（経済、法律、会計など）に関わる文章が、学術雑誌などから選択されることが多いようです。

長文読解の基礎技術は特に変わりません。前から順番に読むようにして、分からない単語（特に名詞）は無視して大意を把握するように意識してください。ですが、動詞を無視すると、文章の内容をつかめない場合があるので、なるべく優先的に辞書で調べてください！現時点で品詞の区別(able は形容詞など)がつかない場合は、『速読英単語』など大学受験用の英単語帳を使って、**接尾辞**を 8 割以上は覚えてください。

大学院入試において高得点を目指す必要はありません（といっても7割は取ること为目标にしてほしいです）が、問題自体としては高度な資料が用意されます。試験で出される資料は、入学後も読む可能性がありますし、同レベルの英文の和訳を宿題として出される場合もあります。

その資料で使われる英語は、英会話やビジネス英語とは違う、**専門用語**であることが多いです。例えば、**justice** は一般的に「正義」という意味ですが、法律学の資料では「裁判」という意味で使われていることがほとんどです。

英単語集のリンクでまとめたものがありましたので2つ紹介します。

① 英語好き集まれ！ <http://tango.eigozuki.com>

受験する研究科に合わせて、特に以下の3つの分野の単語に目を通しておくと思います。

- ・法律・犯罪関連の単語
- ・政治・外交関連の単語
- ・金融・経済関連の単語

② 「会計プロフェッショナルの英単語」 http://diamond.jp/category/kaikei_pro

いずれも、それほど分量は多くありません。まずはすべてに目を通してみてください。単語を覚えたいと考えている方は、まず日本語で意味がわかる単語を優先して覚えてみてください。日本語で分かっている英単語を覚えるのは大変かと思います。必要だと思った場合は、必ず日本語の単語の意味も確認するようにしてください。

入学までの準備

● 法律の勉強

法学部出身の方は少ないのではないかと思います。入学の要件とされていないことも多く、法学研究科ではない場合は法律の基本的な勉強を入学前にする必要は特にありません。（ただし、経済学研究科や経営学研究科など、各大学院が所属している研究科の分野については学習しておいた方が良いでしょう。）ですが、2年後に修士論文を執筆することを考えると、可能であれば、この期間に法律の基本的な勉強をしておきたいところです。特に、修士論文の時期に「やっておけばよかった」と思いがちなのが、民法や憲法をはじめとする税法以外の法律分野の勉強です。Amazonの書評などを見ながら選んでいただければ良いと思いますが、私が読んだ本をいくつか紹介します。いずれも有名な本なので、手に入りやすいと思います。来年度の受験を検討されていて時間に余裕がある方も是非読んでみてください。



① 憲法 芦部信喜『憲法』（岩波書店、第7版、2019）

すでにお亡くなりになられたものの、芦部憲法はいまだに憲法学の超定番テキストです。

② **民法** 道垣内弘人『ゼミナール民法入門』（日経新聞社，第4版，2008）

民法で積み重なった膨大な研究の成果が租税法の判断の基礎にもなります。

③ **民事訴訟法** 伊藤真『伊藤真の民事訴訟法入門』（日本評論社，第5版，2015）

裁判の流れを知ることは判例研究の第一歩です。

④ **行政法** 南博方『行政法』（有斐閣，第6版補訂版，2012）

租税法という学問領域ができる前は、行政法の一部でした。

● 報告

入学までにも、多くの方々にお世話になったことでしょう。そして入学後も、仕事を切り上げて授業に出たり、子育てや家事の手伝いなどができなかったり、親に学費の補助を得たり等々、周りの方にご協力いただかなくてはならないことだらけです。

この機会に、会社の上司、同僚、ご家族など、お世話になった方にご報告とともに感謝の気持ちをお伝えください。

終わりに

今年も新型コロナウイルスのニュースで持ちきりになっていますが（泣）、私はもうひとつ恐れていることがあります。それは……花粉です（泣）

今年は昨年よりも多く花粉が飛ぶそうです（ほぼ毎年そう言っている気がします）。まだ症状が出ていない方も油断禁物です。私は先月から症状が出始めました（泣）（泣）（泣）

花粉症の皆様、すでにされているとは思いますが、早めに飲み薬等で対策し、今年の春も乗り越えましょう(;_;

